

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成 30 年 5 月 16 日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

平成 29 年 3 月現在、海兵隊施設には 4,854 人、嘉手納以南の対象施設には 3,734 人の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく雇用対策が不可欠である。

昨今の全国的な雇用情勢は、完全失業率 3 % 台で推移しているが、県内の失業率は全国約 2 倍で推移している。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も 46.3 歳と高い状況にある。

こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢は混乱状態に陥ることは必定である。

よって、国におかれては、駐留軍従業員の不安定な雇用状況を勘案のうえ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を再延長されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）6 月 26 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、防衛大臣